

重点事項と実施事項

1. 豪雨災害からの復興の推進

- (1) 「支え合いセンター」との連携を図る
 - ① 「支え合いセンター」と連携を図り，生活支援ボランティアの派遣を行う（被災者のボランティアニーズの把握）

- (2) 災害ボランティアセンターを引き続き運営する
 - ① 被災者のニーズに応え，ボランティアを派遣する。
 - ② 仮設住宅（町外みなしを含む）から災害公営住宅への引っ越しを支援する

- (3) 「地域住民ボランティア」の確保・養成を図る
 - ① 住民福祉協議会と連携し，「地域住民ボランティア」の確保・養成を行う
 - ② ボランティア養成講座を開催し，復興の担い手を確保する

2. 安心して暮らせるまちづくりの推進

- (1) 介護保険制度指定事業所としての事業の充実
 - ① 介護技術の向上や対人援助技術の向上を図るとともに，自己評価などを基に利用者の信用と信頼の確保に努める
 - ② 独立採算を旨とし，経営の合理化・事業所のPRに努める

- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業事業所としての事業の充実
 - ① 「総合事業」の「訪問型サービス事業者」として対象者に対し，訪問介護サービスを提供する

(3) 障害者総合支援法における「障害福祉サービス事業」としての事業の充実

- ① 居宅介護：障害を持った利用者の特性を把握し、その人に適した介護や生活支援に努める
- ② 特定相談支援：障害を持った利用者の特性を踏まえ、ニーズを的確に把握しサービス利用計画の策定に努める
- ③ 障害児相談支援：障害を持った児童の特性を踏まえ、ニーズを的確に把握し支援利用計画の策定に努める

(4) 相談事業の利用促進を図る

- ① 常時相談（相談員の自宅）と定例相談（5、7、9、11、1、3月の原則第3月曜日）の周知
- ② 弁護士による無料法律相談所（4、6、8、10、12、2月の第3月曜日）の周知

(5) ファミリーサポートセンターの運営を受託し、子育て支援の充実を図る

- ① 育児に関する相互援助活動を行う組織であるファミリーサポートセンターを運営し、子育て支援の充実を図る

(6) 福祉情報の提供

- ① 広報「社協だより」の発行をとおして社協活動や各種サービスの周知を図る
- ② ボランティアだより「とぎ通信」の発行をとおしてボランティア情報の提供と人材の発掘に努める
- ③ 有償ボランティアサービスである「ようようネットさか」の情報誌を発行し、その周知と活動の充実を図る
- ④ ホームページにおいて、社協活動や各種サービスの周知を図るとともに、情報の充実に努める

(7) 介護保険対象外の支援

- ① ふれあいサロンの周知・利用に努める
- ② 福祉機器の無料貸し出しを行う

3. 生き甲斐をもって暮らせるまちづくりの推進

(1) 老人クラブ連合会の各種行事(文化祭・球技大会・奉仕活動等)を支援する

(2) ふれあいサロン(高齢者の生き甲斐と健康づくり推進事業)の設置促進と事業の充実を図る

- ① 各住民福祉協議会単位での設置を促進し、サロン事業の充実を図る
- ② ふれあいサロン世話人会をとおして、サロン間の情報交換に資する

(3) 異世代間のふれあいの場の支援

- ① 保育園・こども園児と地域高齢者との交流の場や、高齢者と地域住民との集いを支援する

(4) その他

- ① 町の敬老記念行事に参加し、記念品を贈るなど、敬老意識の高揚に努める

4. 地域福祉活動の活性化

(1) 福祉意識の普及啓発

- ① 多様なボランティアニーズに対応可能な人材育成をめざし、各種教室・講座・講習会等を開催する
- ② 社協の福祉委員と協働して、福祉ニーズ発見システムの構築をめざす
- ③ 坂町社会福祉大会を開催し、住民の福祉意識の啓発を図るとともに、「地域共生社会」の実現に向けて、住民・関係団体・行政と一体となった取り組みを目指す

(2) ボランティアセンターの活性化

- ① 各住民福祉協議会の住民活動(コミュニティーワーク)を支援する
- ② ボランティアセンター運営委員会をとおして、ボランティアグループの組織化と活動のコーディネートに取り組む
- ③ 「さかまち応援隊」活動の活性化を図る
- ④ 広島県共同募金会の助成を受け、住民参画型福祉サービス「ようようネットさか」事業を行う
- ⑤ 小・中学校での福祉教育の推進を図るため、福祉協力校の継続指定を行う
- ⑥ 夏休み福祉体験教室を開催する
- ⑦ ボランティアだより「とぎ通信」の発行をとおしてボランティア情報の提供と人材の発掘に努める
- ⑧ ボランティア視察研修を開催し、ボランティアの資質向上を図る
- ⑨ 広島県共同募金会の助成を受け、「広島県被災者生活サポートボランティアネット推進事業」を行う

(3) 福祉団体等への協力援助

- ① 老人クラブ連合会・身体障害者福祉協会・母子寡婦福祉会・心身障害児者・親の会(ゆずりはの会)・坂町自立支援協議会こども部会ふーぷ・福島、東北支援ボランティアグループてのひら・各地区住民福祉協議会

5. 生活基盤の確立

(1) 更生援護

- ① 財産管理等の困難な方に対し援助を行う（福祉サービス利用援助事業：通称 かけはし）
- ② 低所得者世帯へ緊急生活資金及び療養資金の貸付を行う
- ③ 高額療養費の支払困窮者へ的高額療養資金の貸付を行う
- ④ 県社協の貸付制度（生活福祉資金・臨時特例つなぎ資金）の申請事務を行う

6. 社協基盤の強化

(1) 財政基盤の強化

- ① 社協一般会費の全世帯加入と、社協理解者の賛助・特別会員の加入促進に努める
- ② 収益事業(公共施設の管理運営・特産品の販売)を継続実施し、自主財源の確保に取り組む
- ③ 介護保険事業経営の独立採算に努める
- ④ 広島県共同募金会の赤い羽根共同募金運動、日本赤十字社の会員加入運動への協力を行う

(2) 組織体制の強化

- ① 社協役職員の各種研修会参加により、社協活動の充実を図る
- ② 事務局職員の資質向上のため、各種研修会に参加する

(3) その他

- ① 生活改善活動の一環としての会葬礼状等の印刷を行う
- ② 香典返しの寄付世帯へ初盆の供物を行う